

冬にも Let's COOL CHOICE

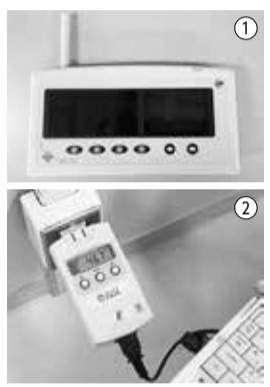
～冬の省エネと地球温暖化対策に取り組んでみませんか～

「クール・チョイス(COOL CHOICE)」とはCO₂などの温室効果ガスの排出量削減のために、低炭素型の製品・サービス・ライフスタイルを賢く選択(=クールなチョイス)していこうという国民運動です。
省エネナビやワットアワーメーターで家庭の消費電力を知ることは、クール・チョイスの第一歩です。
区は、「クール・チョイス」を推進しています。区ホームページにアクセスしてクール・チョイスに賛同してください(右記QRコードまたはページ上部URL参照)。



●家庭の消費電力を「見える化」できる 機器を貸し出します！

- ①省エネナビ…家庭全体の消費電力や電気代が見える！⇒分電盤にセンサーをつなぐと、電力や電気代をリアルタイム表示します。また、電気使用量の目標値をパソコンで設定すると、省エネ達成度をランプの色で確認でき、オーバーすると警告ブザーが鳴ります。
 - ②ワットアワーメーター…コンセントに接続すれば気になる電気製品の消費電力を確認できます。
- ◇貸出期間…①3か月、②1か月
◇対象…区内在住の個人か区内の団体、事務所。自身で設置、取り外しが出来る方※貸出時に身分証明書の提示が必要※要予約。
☎電話で環境政策課事業グループ ☎3981-2771へ。



パブリックコメント

「建物等の適正な維持管理を推進する条例(改正案)」について

管理不全な空き地、樹木の繁茂、ゴミ屋敷などに対して、より実効性のある条例とするため、改正骨子案についてパブリックコメント(意見公募手続き)制度に基づき、区民の皆さんのご意見をお聴きしました。
●閲覧できます…お寄せいただいた意見および区の考え方は、12月28日まで建築課、行政情報コーナー、区民事務所、図書館、区民ひろば、区ホームページで閲覧できます。
☎許可・許可耐震グループ ☎3981-0590

「豊島区空家活用条例(案)」を策定しました

条例の策定にあたり、パブリックコメント(意見公募手続き)制度に基づき、区民の皆さんのご意見をお聴きしました。
●閲覧できます…条例案の全文とお寄せいただいた意見および区の考え方は、住宅課、行政情報コーナー、区民事務所、図書館、区ホームページで閲覧できます。
☎施策推進グループ ☎3981-2655

税・国保・年金

納税キャンペーンを実施します
11月15日(水) 午後2時から(1時

間程度) 池袋東武ホープセンター内◇「税を考える週間」のキャンペーンとして豊島都税事務所、豊島税務署、豊島納税貯蓄組合連合会、区が合同で期間内納税を呼びかけます☎当日直接会場へ。
☎豊島都税事務所 ☎3981-1211、区税務課 ☎4566-2351

子育て・教育

豊島区児童虐待防止区民講演会「心のコップを大きく深く～虐待の日々を越えて今～」

12月7日(木) 午前10時～11時30分 生活産業プラザ◇虐待の壮絶な実体験を命の大切さとともに、(一財)児童虐待防止機構オレンジCAPO理

事長/島田妙子氏が講演☎1歳児以上。10名。要予約。
☎当日直接会場へ※保育希望は電話で11月14日～28日の間に東部子ども家庭支援センター ☎5980-5275か直接当センター窓口へ※応募者多数の場合は抽選。

パパの応援講座

12月9日(土) 午前10時～正午 東部子ども家庭支援センター◇子どもとの遊び方の紹介やお父さん同士の交流会。講師…順天堂大学非常勤講師/小田俊一氏◇0歳～1歳6か月までの子どもと父親とその家族◇15組◇スマイルカード持参。
☎11月15日午前10時から電話で当センター ☎5980-5275へ。直接窓口申込みも可※先着順。

ひとり親家庭などへの手当

☎児童給付グループ ☎3981-1417

各手当の支給対象月は原則として、申請した月の翌月分からです。支給月額は右表を参照してください。受給には所得制限があります。所得制限額、支給要件や手当申請に必要な書類などの詳細は、区ホームページで確認するか当グループへ問い合わせてください。

- 児童扶養手当◇対象…次の①～⑧のいずれかの状態にある18歳に達した日以降最初の3月31日までの児童(中程度以上の障害がある場合は20歳未満)を養育している父または母もしくは養育者。①父母が離婚、②父または母が死亡、③父または母に重度の障害がある、④父または母の生死が不明、⑤父または母に1年以上遺棄されている、⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている、⑦父または母が法令により1年以上拘禁されている、⑧婚姻によらないで生まれ、父または母に扶養されていない。
- 児童育成手当(育成手当)◇対象…児童扶養手当に準ずる。
- 児童育成手当(障害手当)◇対象…次の①～③のいずれかの状態にある20歳未満の児童を養育している方。①「愛の手帳」1～3度程度、②「身体障害者手帳」1・2級程度、③脳性まひ、または進行性筋萎縮症
- 特別児童扶養手当◇対象…次の①・②のいずれかの状態にある20歳未満の児童を養育している方。①愛の手帳1～3度程度、②身体障害者手帳1～3級程度(下肢障害4級の一部も該当)
※長期安静を要する症状または精神の障害により日常生活に著しい制限を受ける児童も該当する場合があります。

手当別月額・対象年齢など

区分	児童育成手当(育成)	児童育成手当(障害)	児童扶養手当	特別児童扶養手当
手当月額	13,500円	15,500円	<ul style="list-style-type: none"> ●全部支給 42,290円 ●一部支給 9,980～42,280円 ●児童2人目の加算額 全部支給 9,990円 一部支給 5,000～9,980円 ●児童3人目以降の加算額 全部支給 1人5,990円 一部支給 1人3,000～5,980円 	<ul style="list-style-type: none"> ●1級 51,450円 ●2級 34,270円
対象年齢	18歳の年度末まで	20歳未満	18歳の年度末まで(児童に中程度以上の障害がある場合は20歳未満まで)	20歳未満
所得制限	あり※各手当によって制限額が異なります。必ず事前に問い合わせてください。			
支給月	6・10・2月		4・8・12月	4・8・12月
支給方法	銀行口座振込(申請者名義) ※現在、ネット銀行など、一部取扱いできない銀行があります。			

●ひとり親家庭等医療費助成 ひとり親家庭等の方が、医療機関で保険診療を受けたときに支払う自己負担金の一部または全部を助成します。自己負担額は、所得により異なりますが、外来、入院とも原則1割は自己負担です※入院の場合、食事療養標準負担額または生活療養標準負担額は自己負担です。詳細は問い合わせください◇対象…児童育成手当(育成手当)に準じ、健康保険に加入の方。なお、所得制限額は児童扶養手当に準ずる。